

(参考資料)

介護サービス事業所等に対する指導・監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・
確認検査の状況

令和4年度における指導及び指定取消処分等の状況

1 指導の状況

(1) 集団指導の状況【図1-1、1-2】

令和4年度の実施自治体数は810で、全国の自治体数1,618に対する実施率は約50.1%となっている。昨年度よりも、実施自治体数が増加し実施率も上昇したが、未だ約半数の自治体の実施していない状況となっている。

都道府県別、指定都市・中核市別、一般市区町村別に実施率をみると、それぞれ約94%、約99%、約46%となっており、一般市区町村の実施率が低調傾向にある。

(2) 運営指導の状況【図2、(1)第1表】

実施事業所数は39,145で、昨年度よりも増加した。

2 監査及び指定取消等行政処分等の状況

(1) 監査の実施状況【図3、(1)第2表～第4表】

実施件数は1,335件で、昨年度よりも増加した。監査後の対応結果をみると行政指導による改善報告を求めたケースが487件と最も多く、次いで改善勧告が288件となっている。

(2) サービス種別ごとの状況【図4】

指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所及び指定短期入所生活介護事業所がそれぞれ13件と最も多く、つづいて指定居宅介護支援事業所12件、指定地域密着型通所介護事業所が8件等となっている。

なお、各サービスに介護予防サービスがある場合にはそれを含めた件数となっている。

(3) 指定取消等行政処分の状況【図5、(1)第2表、第4表、第9表、(2)第1表、第2表】

指定取消等の行政処分は合計86件で、内訳は指定取消38件、指定の効力の一部停止34件、同全部停止14件となっている。

指定の効力の一部停止の期間は最も多いのが4～6月で22件、指定の効力の全部停止の期間は最も多いのが1～3月で10件となっている。

なお、直近5年間の指定取消・指定の効力の一部及び全部停止処分の件数については、平成29年度257件、平成30年度153件、令和元年度153件、令和2年度109件、令和3年度105件となっている。

(4) 処分事由の状況【図6、図7、(1)第7表、第8表】

指定取消の事由としては、多い順に、不正請求、虚偽答弁、虚偽申請、人員基準違反となっている。

指定の効力停止の事由としては、多い順に、不正請求、人格尊重義務違反、虚偽申請、運営基準違反となっている。

指定取消及び効力停止ともに不正請求が主たる事由となっている。

なお、1件の処分に対して複数の事由が該当する場合がある。

(5) 法人種別ごとの状況【(1)第5表、第6表】

指定取消等の行政処分は営利法人が64と最も多く、次いで社会福祉法人12とこの2種別が大半を占めている。

3 業務管理体制の整備に関する状況【図8、(3)第1表～第5表】

業務管理体制の確認のための検査については、一般検査は7,469件、特別検査は32件実施している。昨年度よりも特別検査の実施数は減少したが、一般検査は増加した。

一般検査の方法としては書面検査によるものが5,919(約79%)、実地検査によるものが1,550(約21%)となっている。

指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する特別検査の結果をみると、改善勧告が12件となっている。

4 老人福祉法に係る指導監査の状況【図9、(4)第1表】

老人福祉法第18条に基づき、養護老人ホームに対して実施した指導監査数について、一般監査は280、特別監査は4となっている。また、特別養護老人ホームに対して実施した指導監査数については、一般監査は2,652、特別監査は18となっている。

5 介護給付費の返還状況【(2)第3表】

返還額の状況について、指定取消等に伴い施設や事業所に対して令和4年度に返還を求めた額は約3億8千万円であった。返還額には、令和3年度以前に監査を実施し、令和4年度中に確定した金額が含まれている。

6 都道府県の市町村に対する指導状況【(5)第1表】

各都道府県が管内の各市町村(指定都市、中核市を除く)に対して実施する指導の状況について、集団指導は19道府県が663市町村に対して、事務指導は14都道県が109市町村に対して実施しており、都道府県と市町村とがサー

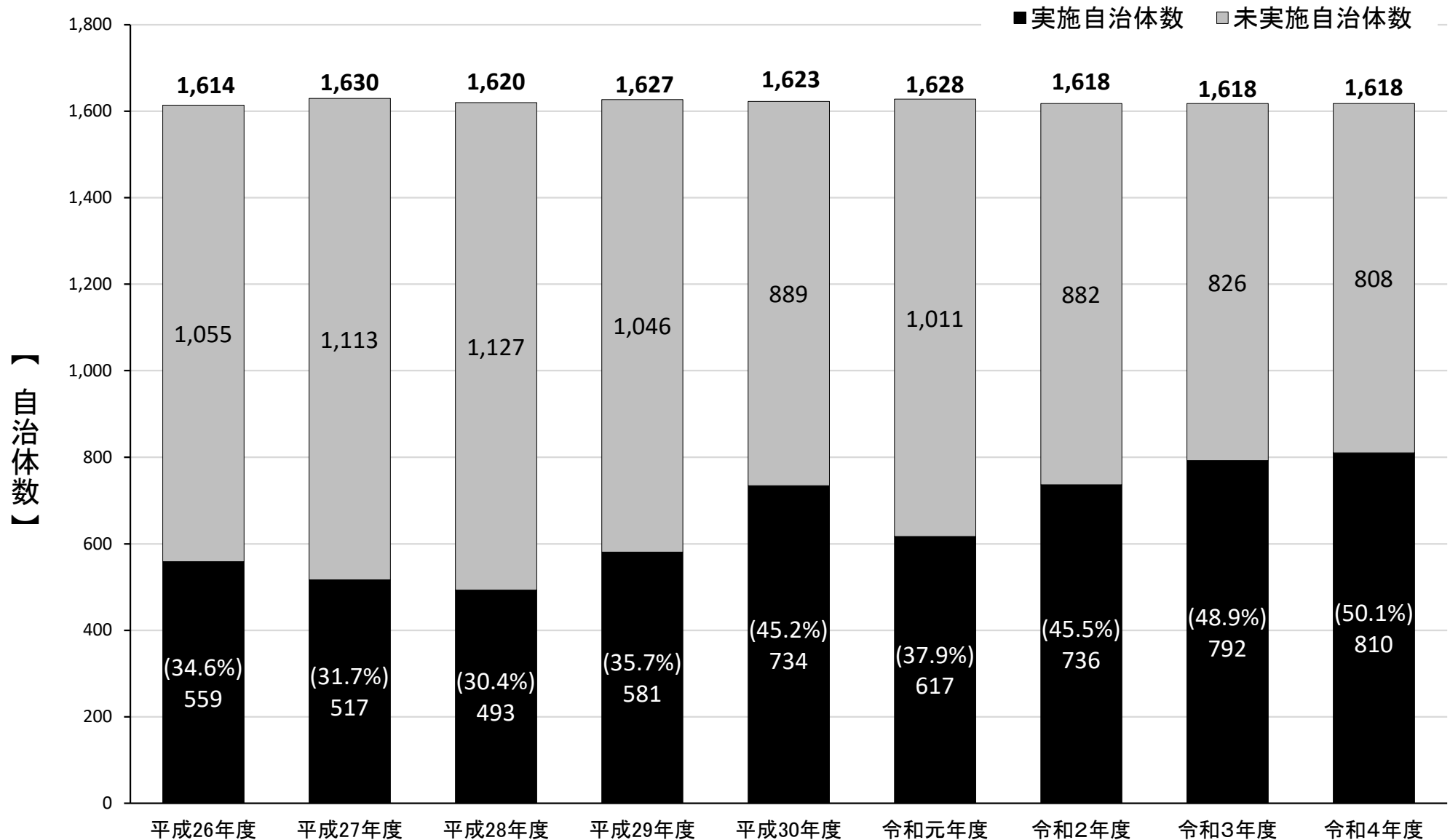
ビス事業所に対して合同で実施する合同指導は11道府県が110の市町村と実施している。また、指導の延べ回数については、集団指導は21回、事務指導は107回、合同指導は131回となっている。

全て又は一部の形態の指導を実施している都道府県がある一方で、いずれの形態の指導も実施していない県が21箇所認められる。

実施していない場合の理由としては、いずれの指導形態についても、新型コロナウイルス感染症対応のため及び該当年度は計画が無かったためが半数以上を占めている。

1－1. 集団指導実施自治体数の年次推移 (平成26年度～令和4年度)

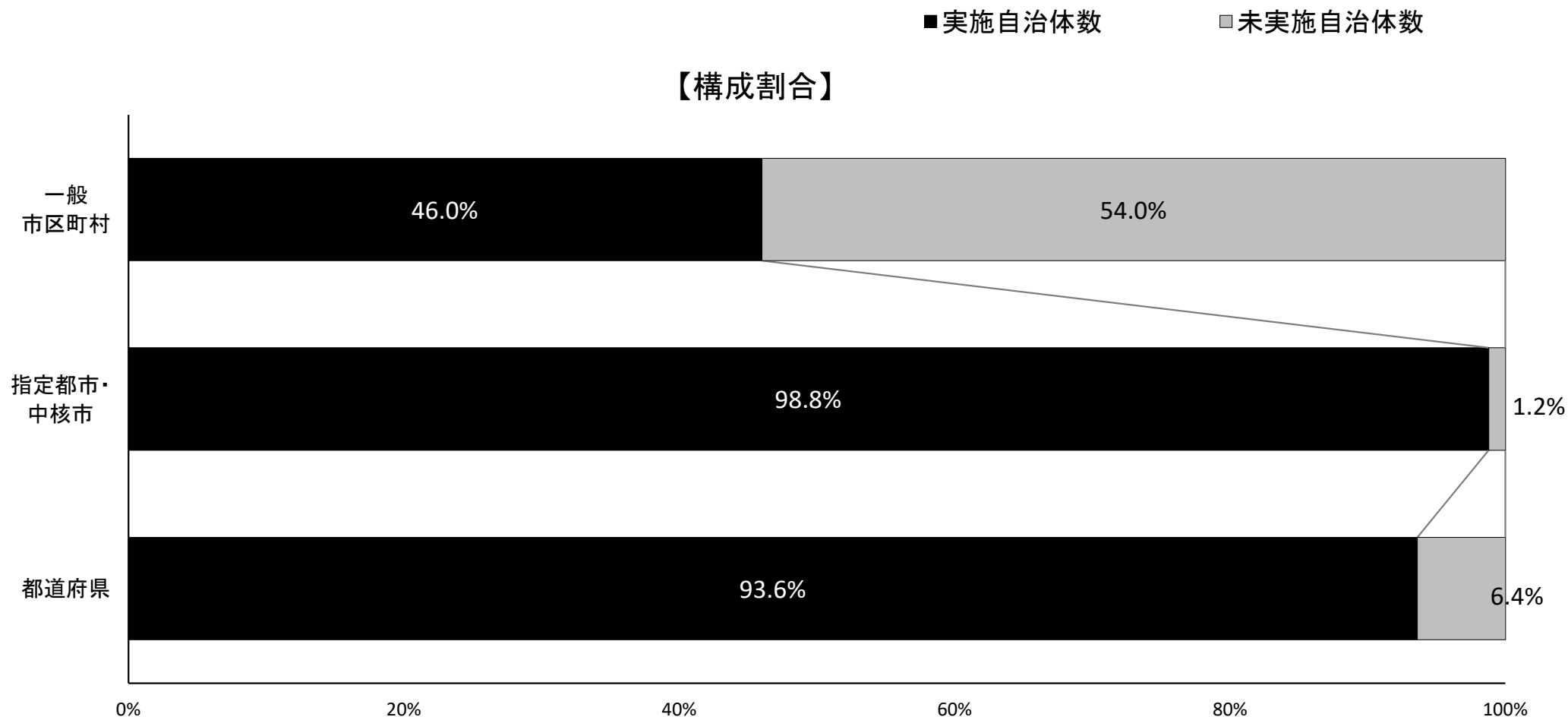
(図1－1)



注：自治体数は都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村及び広域連合を含めた数である。

1－2. 都道府県、指定都市・中核市、市区町村別にみた 集団指導実施状況（令和4年度）

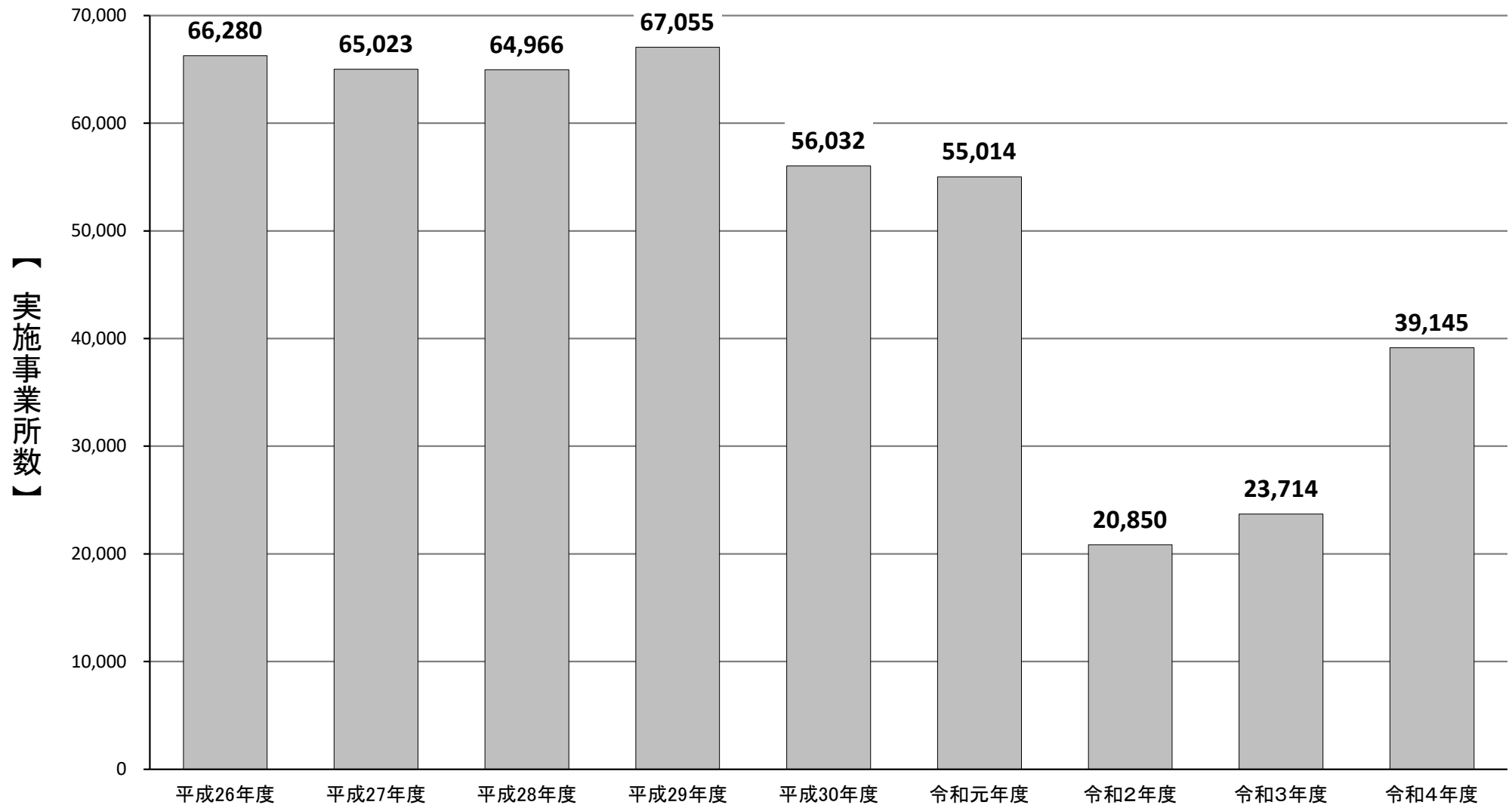
（図1－2）



注：一般市区町村、指定都市・中核市、都道府県それぞれの自治体数(広域連合を含む)を100としたときの割合である。

2. 運営指導の実施事業所数の年次推移 (平成26年度～令和4年度)

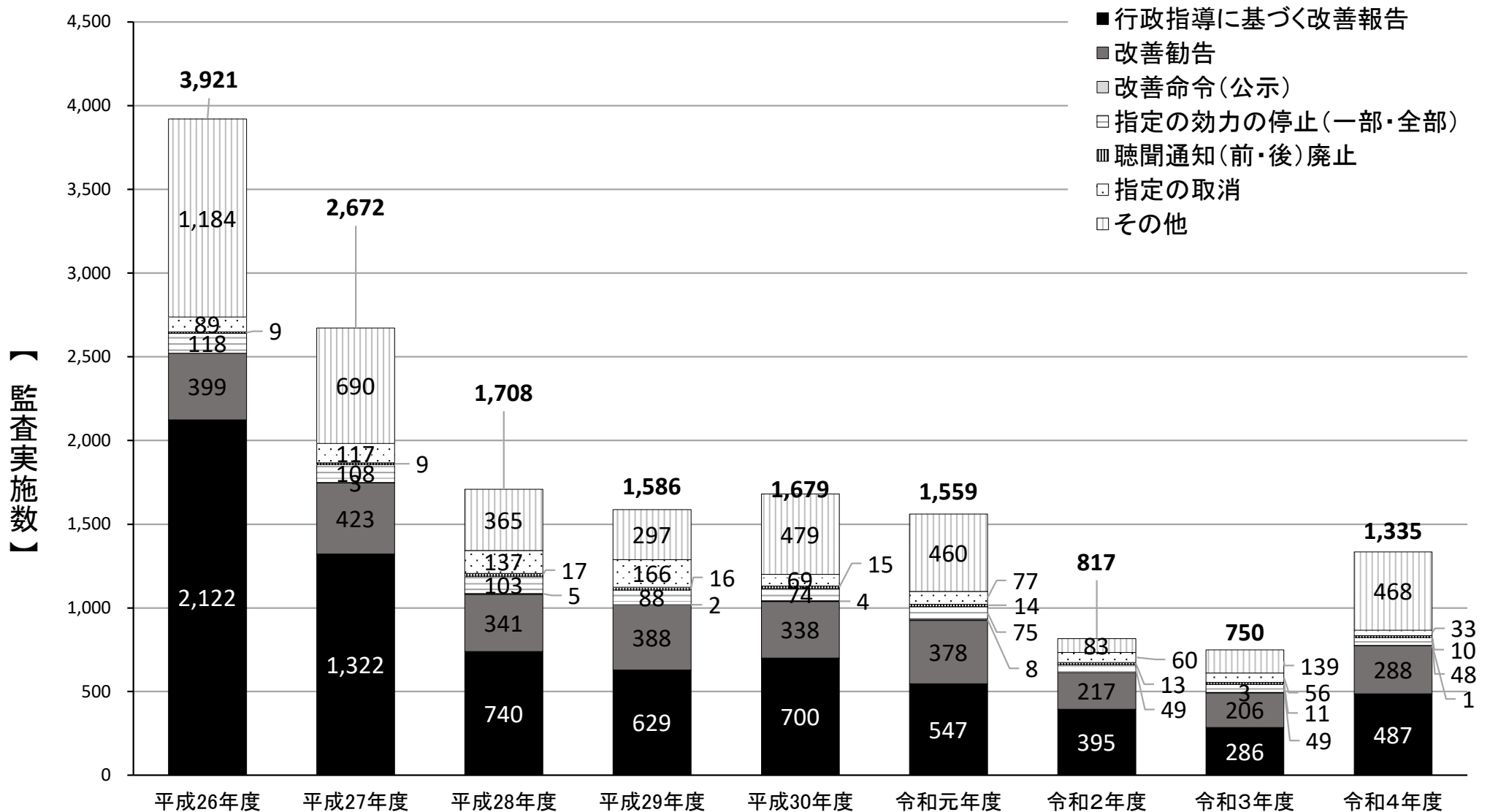
(図2)



注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

3. 監査実施事業所数・監査結果の年次推移 (平成26年度～令和4年度)

(図3)

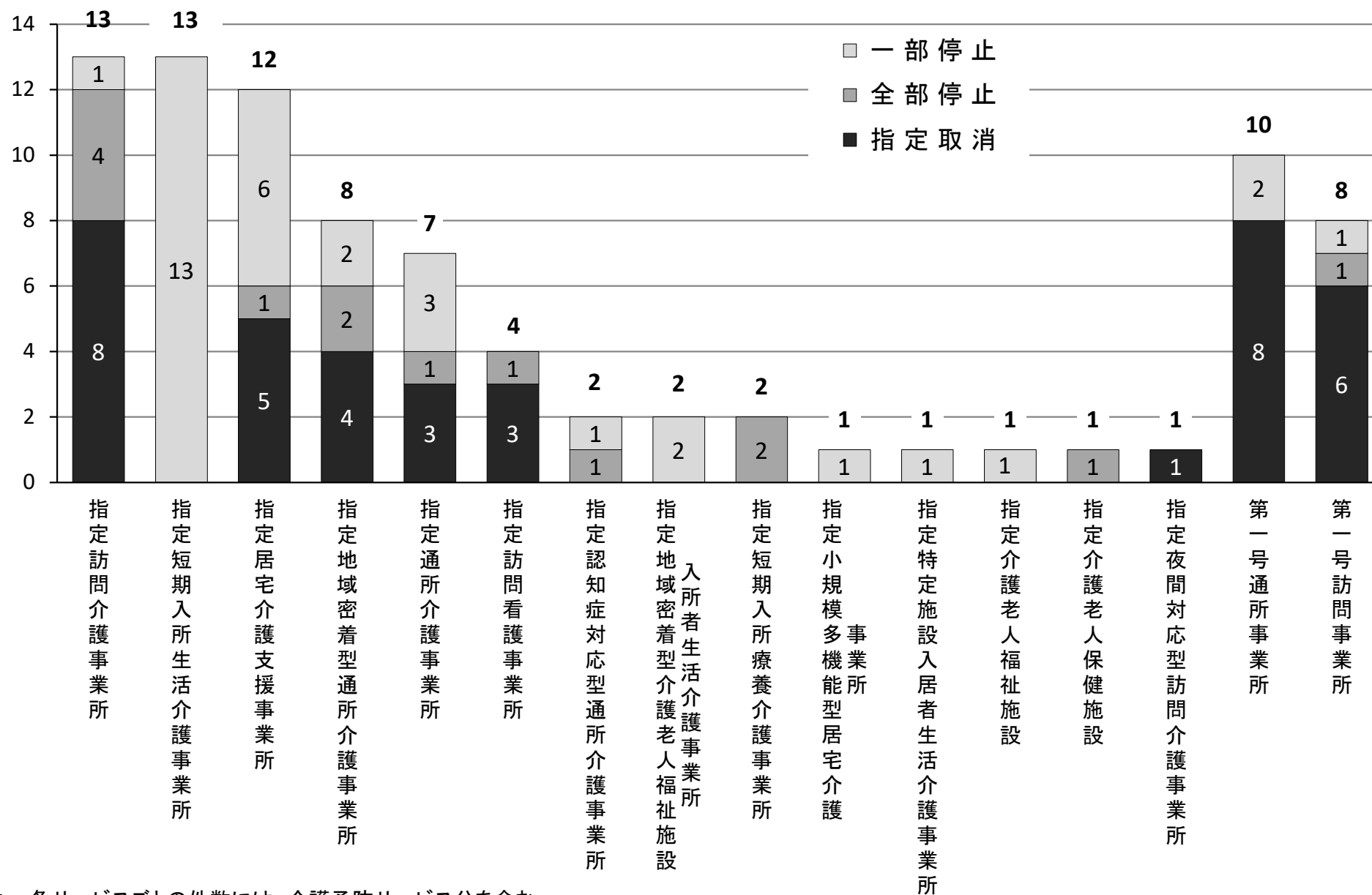


注： 1) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
2) その他とは、監査を実施したが改善指導に至らなかった、あるいは翌年度以降に処分等を予定しているものである。

4. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 数内訳【サービス別】(令和4年度)

(図4)

【施設・事業所数】

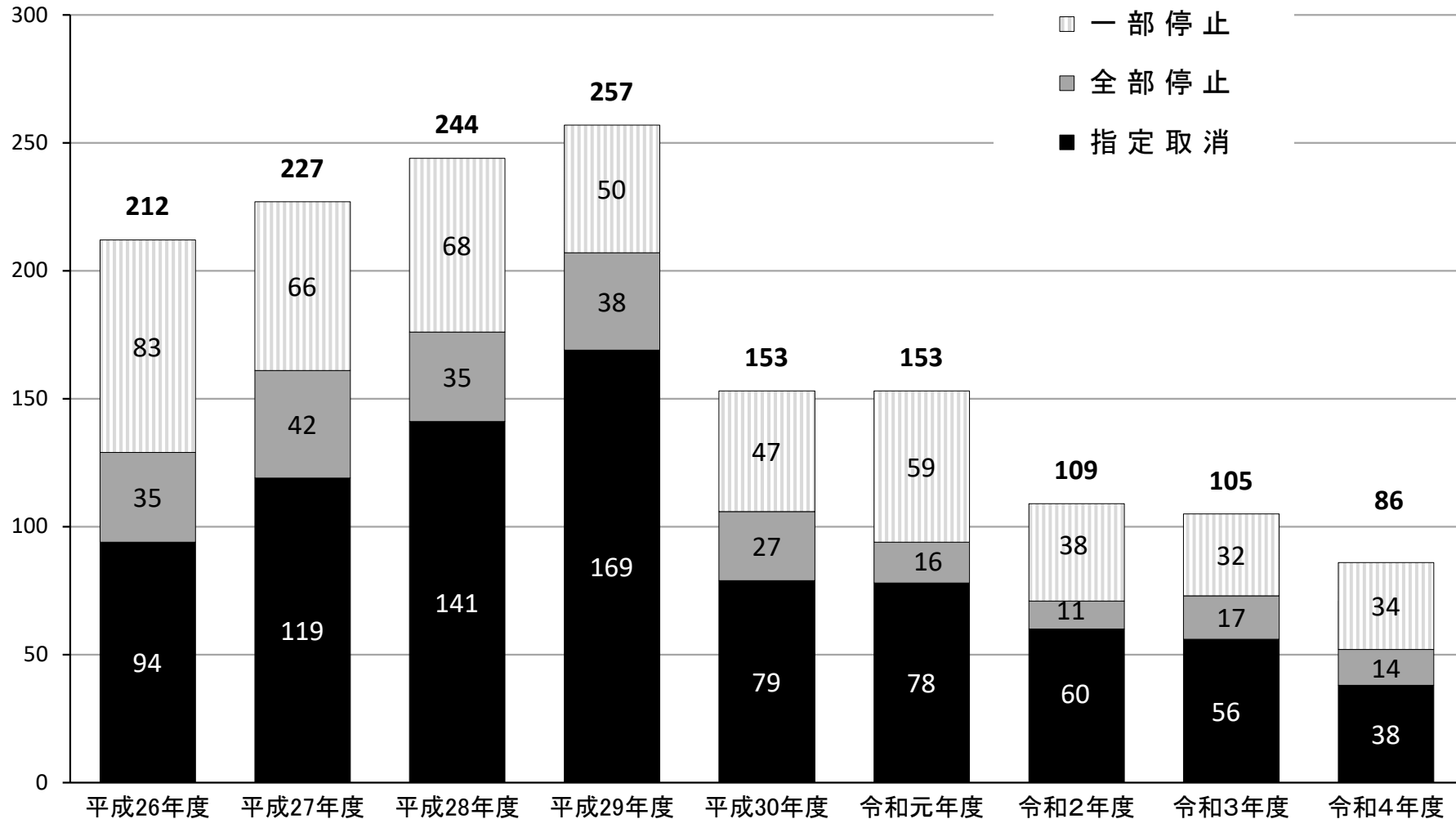


注：各サービスごとの件数には、介護予防サービス分を含む。

5. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 数内訳【年度別】(平成26年度～令和4年度)

(図5)

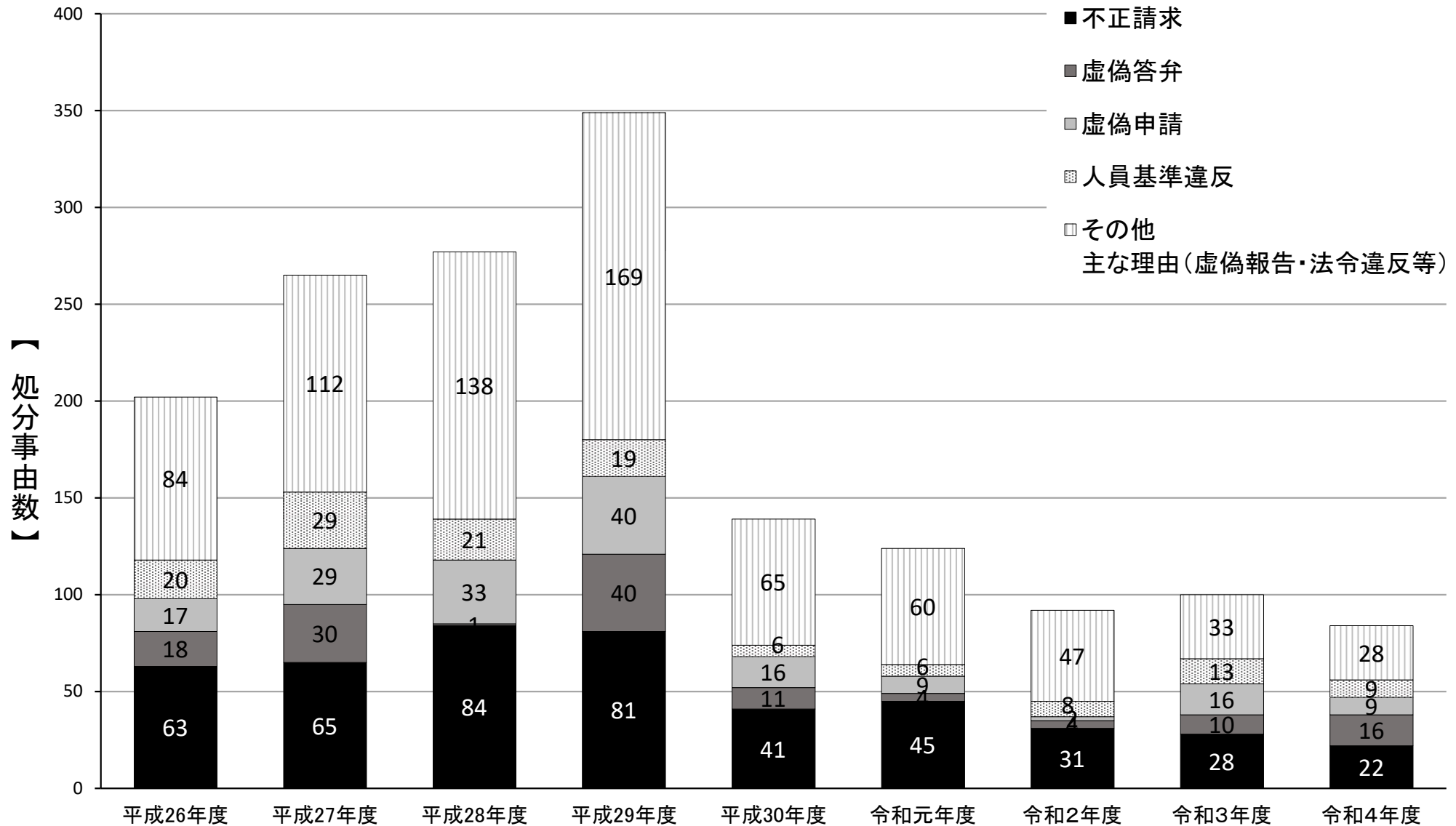
【施設・事業所数】



注：1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和4年度)

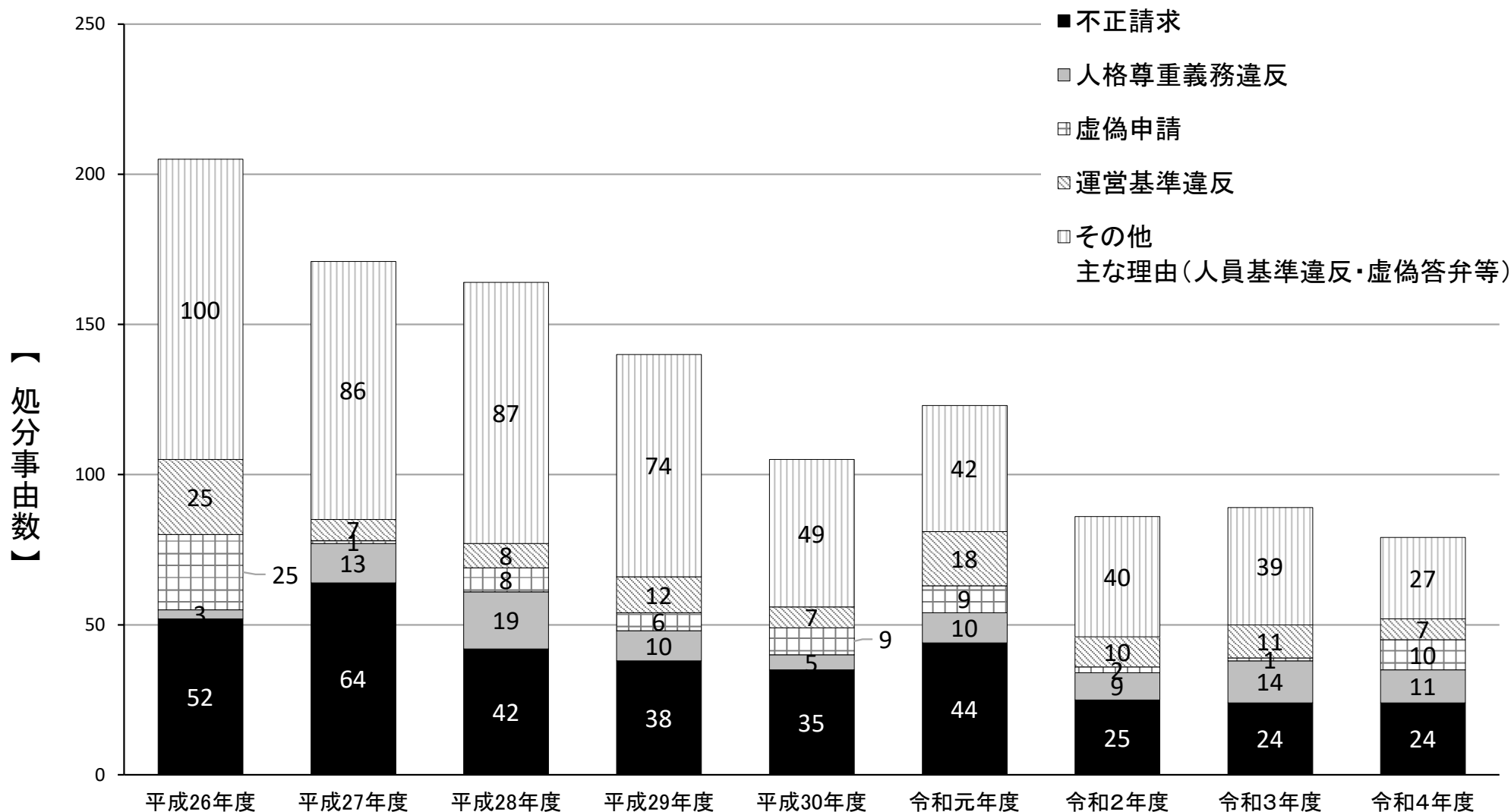
(図6)



- 注： 1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

7. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和4年度)

(図7)



注：1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。

2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

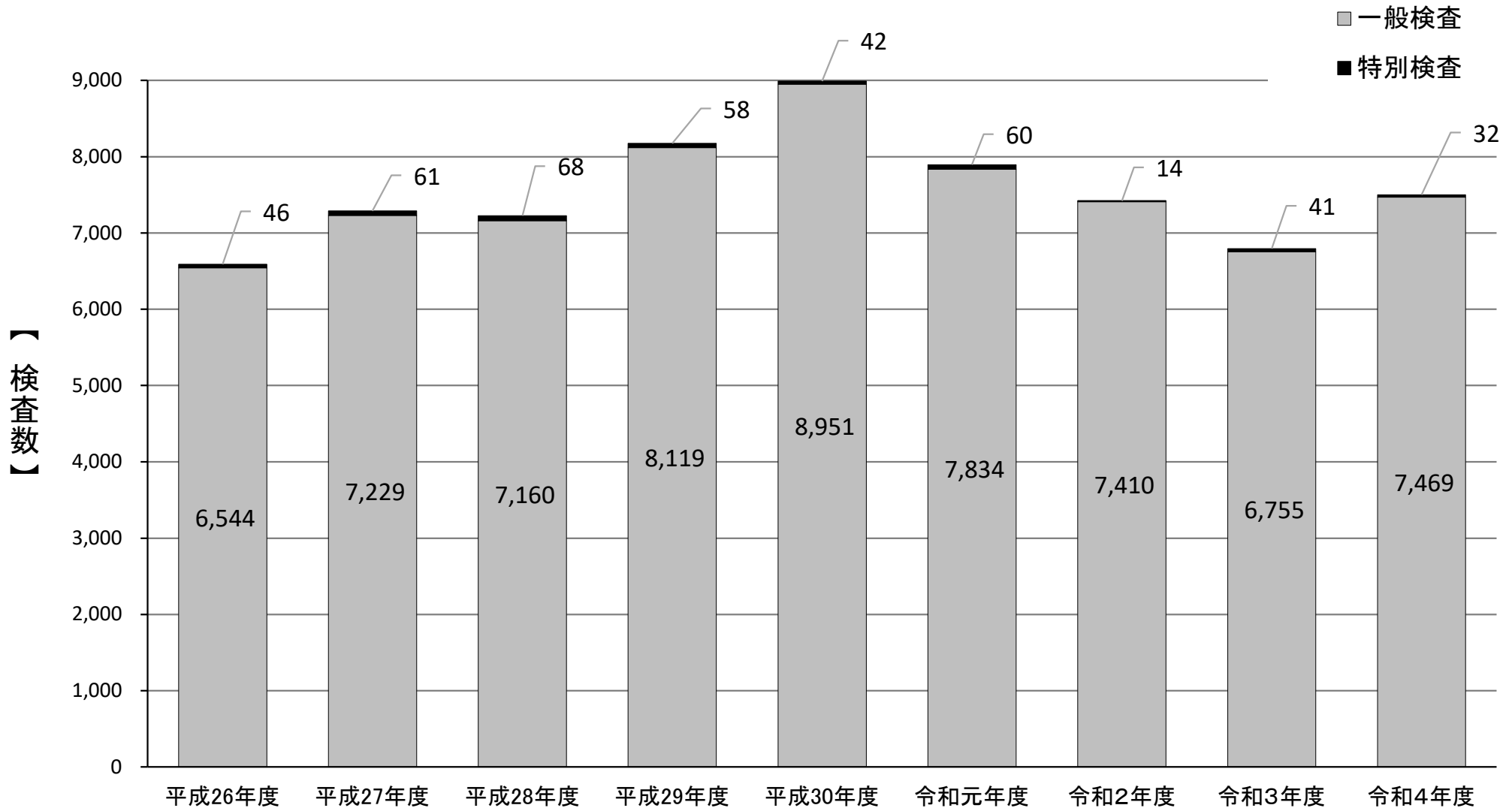
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

5) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した件数である。

8. 業務管理体制の整備に関する一般検査・特別検査数の 年次推移(平成26年度～令和4年度)

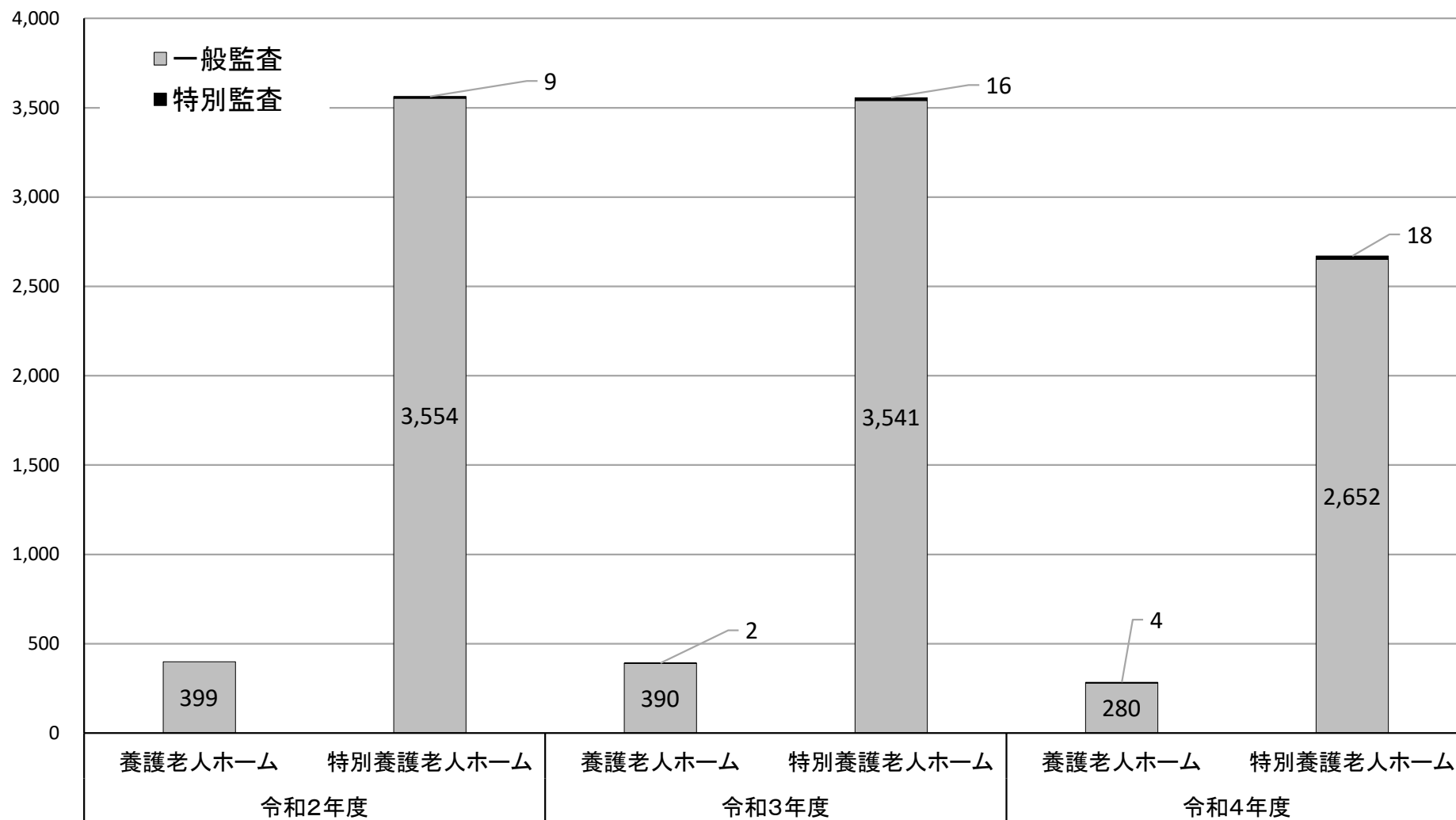
(図8)



9. 老人福祉施設に対する指導監査件数 (令和2年度～令和4年度)

(図9)

【監査実施数】



(1) 令和4年度の指導・監査・指定取消等の状況

第1表 令和4年度介護サービスの種類別にみた運営指導の実施件数

第2表 令和4年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

第3表 令和4年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

第4表 令和4年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

第5表 令和4年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第6表 令和4年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

第7表 令和4年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数

第8表 令和4年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

第9表 令和4年度介護サービスの種類別にみた指定の効力の停止(一部・全部)期間別件数

第1表 令和4年度介護サービスの種類別にみた運営指導の実施件数

介護サービスの種類		所管事業所数 (R4.4.1時点)	実施事業所数			
				うち無通告に よるもの	うち改善報告を 求めた事業所数	うち過誤調整を 指示した事業所数
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	37,019	4,271	18	2,313	325
	指定訪問入浴介護事業所	1,715	178	1	47	7
	指定訪問看護事業所	14,209	1,363	2	719	126
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1,663	158	1	55	6
	指定居宅療養管理指導事業所	685	16	－	7	1
	指定通所介護事業所	25,049	2,927	12	1,474	227
	指定通所リハビリテーション事業所	1,515	231	1	102	15
	指定短期入所生活介護事業所	12,063	1,907	8	743	68
	指定短期入所療養介護事業所	1,074	264	－	97	11
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5,708	834	13	428	63
	指定福祉用具貸与事業所	8,035	808	2	370	5
	指定特定福祉用具販売事業所	7,861	786	2	344	2
施設 指定 サ ー ビ ス 保 険	指定介護老人福祉施設	8,512	1,657	10	767	147
	介護老人保健施設	4,270	680	2	317	69
	指定介護療養型医療施設	393	13	－	4	－
	介護医療院	709	116	－	62	12
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1,587	159	1	34	3
	指定介護予防訪問看護事業所	14,283	1,291	2	660	98
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1,587	140	1	38	4
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	948	13	－	4	1
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1,497	224	1	91	11
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	11,505	1,601	7	659	50
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1,010	269	－	92	8
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	4,581	697	10	293	39
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	7,986	776	2	343	5
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	7,948	753	2	315	2
	指定居宅介護支援事業所	39,209	5,739	33	2,696	832
	指定介護予防支援事業所	5,302	537	3	159	14
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1,326	191	－	99	9
	指定夜間対応型訪問介護事業所	233	31	－	5	1
	指定認知症対応型通所介護事業所	4,029	476	1	188	22
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5,772	887	10	446	80
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	14,918	2,464	16	1,233	168
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	429	72	－	34	6
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2,517	497	4	256	38
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	974	161	－	93	21
	指定地域密着型通所介護事業所	21,951	2,870	16	1,549	238
着 サ ー ビ ス 指 定 地 域 防 密	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3,579	388	1	154	15
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	5,138	692	9	327	46
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	13,868	2,008	11	986	119
合 計		302,657	39,145	202	18,603	2,914

注：介護保険法第71条又は第72条によるみなし指定を受けた事業所を除く。

(参考)指導の実施率

介護サービスの種類	所管事業所数 (A)	実施事業所数 (B)	実施率(%) (B)/(A)
指定居宅サービス(予防含む)	169,528	19,666	11.6
介護保険施設サービス	13,884	2,466	17.8
指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所	44,511	6,276	14.1
指定地域密着型サービス(予防含む)	74,734	10,737	14.4
合 計	302,657	39,145	12.9

第2表 令和4年度介護サービスの種類別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

介護サービスの種類		立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)					指定取消 ²⁾
			行政指導に基 づく改善報告	改善勧告	改善命令	指定の効力の 一部停止	指定の効力の 全部停止	
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	157	70	29	－	1	4	8
	指定訪問入浴介護事業所	4	2	－	－	－	－	－
	指定訪問看護事業所	21	9	3	－	－	1	2
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	3	2	－	－	－	－	－
	指定居宅療養管理指導事業所	1	1	－	－	－	－	－
	指定通所介護事業所	62	21	15	－	3	1	3
	指定通所リハビリテーション事業所	10	6	－	－	－	－	－
	指定短期入所生活介護事業所	97	35	21	－	7	－	－
	指定短期入所療養介護事業所	24	4	1	－	－	1	－
	指定特定施設入居者生活介護事業所	107	21	11	－	1	－	－
	指定福祉用具貸与事業所	21	10	3	－	－	－	－
	指定特定福祉用具販売事業所	18	10	1	－	－	－	－
施設 サ ー ビ ス 保 険	指定介護老人福祉施設	115	44	37	－	1	－	－
	介護老人保健施設	46	20	10	－	－	1	－
	指定介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	2	－	－	－	－	－	－
指定 介護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	4	2	－	－	－	－	－
	指定介護予防訪問看護事業所	16	7	3	－	－	－	1
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	3	2	－	－	－	－	－
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1	1	－	－	－	－	－
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	9	5	－	－	－	－	－
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	86	32	19	－	6	－	－
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	22	2	1	－	－	1	－
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	55	16	8	－	－	－	－
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	20	10	2	－	－	－	－
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	17	10	－	－	－	－	－
	指定居宅介護支援事業所	72	22	18	－	6	1	5
	指定介護予防支援事業所	1	－	1	－	－	－	－
指定 地域 密着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8	2	6	－	－	－	－
	指定夜間対応型訪問介護事業所	1	－	－	－	－	－	1
	指定認知症対応型通所介護事業所	7	2	1	－	1	1	－
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	19	7	4	－	1	－	－
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	59	24	18	－	－	－	－
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	3	－	2	－	－	－	－
	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	28	9	11	－	2	－	－
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2	－	2	－	－	－	－
指定 地域 密着 型 サ ー ビ ス	指定地域密着型通所介護事業所	40	16	15	1	2	2	4
	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	5	1	1	－	－	－	－
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	15	5	3	－	－	－	－
日 常 生 活 支 援 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	42	18	11	－	－	－	－
	第1号訪問事業所	64	22	15	－	1	1	6
	第1号通所事業所	41	13	12	－	2	－	8
	第1号生活支援事業所	7	4	4	－	－	－	－
日 常 生 活 支 援 サ ー ビ ス	第1号介護予防支援事業所	－	－	－	－	－	－	－
	合 計	1,335	487	288	1	34	14	38

注：1) 立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

2) 指定取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む。

第3表 令和4年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	29	27	1	1	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	15	13	1	-	1	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	21	2	-	-	19	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	1	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	11	7	-	-	4	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	1	1	-	-	-	-	-
指定介護サービス保険施設	指定介護老人福祉施設	37	-	-	-	34	3	-
	介護老人保健施設	10	-	-	3	3	2	2
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	19	2	-	-	17	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	1	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	8	4	-	-	4	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	18	16	-	1	1	-	-
	指定介護予防支援事業所	1	-	-	-	1	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6	6	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	1	-	-	-	-	-	1
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	4	2	1	-	1	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	18	14	1	-	1	-	2
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	2	1	-	-	1	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	11	-	-	-	11	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	15	15	-	-	-	-	-
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	1	-	-	-	-	-	1
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	3	2	-	-	1	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	11	10	-	-	-	-	1
日常生活支援・総合事業	第1号訪問事業所	15	14	1	-	-	-	-
	第1号通所事業所	12	11	-	-	1	-	-
	第1号生活支援事業所	4	3	1	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合 計		288	163	6	5	102	5	7

第4表 令和4年度都道府県(一般市区町村含む)・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

(令和4年度)

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 (公示)	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
北海道	46	22	18	-	-	-	-	-	-
青森県	4	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	2	2	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	9	4	1	-	-	-	-	-	-
秋田県	12	2	9	-	6	-	-	-	-
山形県	3	-	1	-	-	1	-	-	-
福島県	3	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	25	6	4	-	-	-	-	-	-
栃木県	2	2	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	9	-	-	-	-	-	-	-	1
埼玉県	4	1	1	-	-	-	-	-	-
千葉県	24	3	8	-	-	-	-	-	-
東京都	11	1	4	-	-	1	-	-	-
神奈川県	12	1	7	-	-	-	-	-	-
新潟県	6	2	5	-	5	-	-	-	-
富山県	2	2	1	-	-	-	-	-	-
石川県	18	8	3	-	-	-	-	-	1
福井県	1	1	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	2	1	-	-	1	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	3	2	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	13	7	2	-	-	-	-	-	-
愛知県 ⁴⁾	19	6	6	-	-	-	-	-	9
三重県	2	-	1	-	-	-	-	-	2
滋賀県	1	-	-	-	-	-	-	-	1
京都府	1	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	9	4	3	-	-	-	-	-	7
兵庫県	202	162	11	-	-	-	-	-	-
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	11	1	2	-	-	-	-	-	-
鳥取県	2	-	-	-	1	-	-	-	-
島根県	1	1	1	-	-	-	-	-	-
岡山県	27	6	5	-	1	1	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	1	-	1	-	-	-	-	-	-
徳島県	4	1	-	-	-	-	-	-	2
香川県	4	1	1	-	-	-	-	-	-
愛媛県	9	3	5	-	-	-	-	-	-
高知県	4	2	1	-	-	-	-	-	-
福岡県	1	-	1	1	-	-	1	-	-
佐賀県	21	1	-	-	1	-	-	-	-
長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	20	1	11	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	7	-	2	-	1	1	1	-	-
鹿児島県	6	4	1	-	-	1	-	-	-
沖縄県	8	3	4	-	-	-	-	-	-
都道府県計	571	263	120	1	16	5	2	-	23
(別 掲)	札幌市	15	2	5	-	1	2	-	1
	仙台市	7	4	3	-	-	-	-	-
	さいたま市	2	2	-	-	-	-	-	-
	千葉市	4	-	-	-	-	-	-	-
	横浜市	210	20	3	-	-	-	-	-
	川崎市	81	8	59	-	-	-	-	-
	相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-
	新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-
	静岡市	1	-	1	-	-	-	-	-
	浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
	名古屋市	76	59	2	-	1	-	-	-
	京都市	14	5	5	-	-	-	-	-
	大阪市	23	6	1	-	3	-	-	-
	堺市	2	-	-	-	-	-	-	-
	神戸市	33	37	10	-	-	-	-	-
	岡山市	3	3	-	-	-	-	-	-
	広島市	2	2	-	-	2	-	-	-
	北九州市	7	2	2	-	-	-	-	-
	福岡市	48	21	23	-	3	2	-	-
	熊本市	11	4	3	-	-	-	-	-
	指定都市計	539	175	117	-	7	5	2	1

第4表 令和4年度都道府県（一般市区町村含む）・指定都市・中核市別にみた監査の実施件数、監査結果の指導・処分等件数

（令和4年度）

都道府県・ 指定都市・ 中核市名	立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況（件数）							
		行政指導 に基づく 改善報告	改善勧告	改善命令 （公示）	指定の 効力の 一部停止	指定の 効力の 全部停止	聴聞 ²⁾ 通知前 廃止	聴聞 ³⁾ 通知後 廃止	指定の 取消
（別 掲）	函館市	9	5	4	-	2	-	-	-
	旭川市	15	-	6	-	-	-	-	-
	青森市	-	-	-	-	-	-	-	-
	八戸市	7	-	2	-	2	-	-	-
	盛岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
	秋田市	1	-	1	-	-	-	-	-
	山形市	-	-	-	-	-	-	-	-
	福島市	-	-	-	-	-	-	-	-
	郡山市	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわき市	17	-	-	-	-	-	-	-
	水戸市	-	-	-	-	-	-	-	-
	宇都宮市	1	-	1	-	-	-	-	-
	前橋市	-	-	-	-	-	-	-	-
	高崎市	4	3	3	-	1	-	-	-
	川越市	-	-	-	-	-	-	-	-
	川口市	8	-	-	-	-	-	-	-
	越谷市	-	-	-	-	-	-	-	-
	船橋市	20	9	9	-	-	-	-	-
	柏市	10	2	-	-	1	-	-	4
	八王子市	1	-	-	-	-	1	-	-
	横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-
	富山市	6	3	3	-	-	-	-	-
	金沢市	1	1	-	-	-	-	-	-
	福井市	-	-	-	-	-	-	-	-
	甲府市	3	-	-	-	-	-	-	-
	長野市	1	-	1	-	1	-	-	-
	松本市	26	1	3	-	-	-	-	-
	岐阜市	-	-	-	-	-	-	-	-
	豊橋市 （東三河広域連合）	3	-	2	-	-	-	-	-
	岡崎市	1	-	1	-	-	-	-	-
	一宮市	3	-	2	-	-	-	-	1
	豊田市	5	-	-	-	-	-	-	-
	大津市	5	4	-	-	-	-	-	-
	豊中市	-	-	-	-	-	-	-	-
	吹田市	4	-	-	-	-	-	-	-
	高槻市	-	-	-	-	-	-	-	-
	枚方市	2	-	2	-	-	-	-	-
	八尾市	1	-	-	-	-	-	-	-
	寝屋川市	5	2	-	-	1	-	-	1
	東大阪市	2	2	2	-	-	-	-	-
	姫路市	10	4	-	-	2	-	5	2
	尼崎市	3	2	-	-	-	-	-	-
	明石市	1	-	-	-	1	-	-	-
	西宮市	7	6	2	-	-	-	-	-
	奈良市	6	-	-	-	-	-	-	-
	和歌山市	9	2	-	-	-	-	-	-
	鳥取市	2	1	1	-	2	-	-	-
	松江市	-	-	-	-	-	-	-	-
	倉敷市	4	-	2	-	-	-	-	-
	呉市	-	-	-	-	-	-	-	-
	福山市	4	2	2	-	-	-	-	-
	下関市	2	-	-	-	-	-	-	-
	高松市	2	-	-	-	-	-	-	-
	松山市	6	-	-	-	-	-	-	-
	高知市	1	-	-	-	1	-	-	-
	久留米市	1	-	1	-	-	-	-	-
	長崎市	1	-	-	-	-	-	-	-
	佐世保市	-	-	-	-	-	-	-	-
	大分市	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮崎市	2	-	-	-	1	-	-	1
	鹿児島市	-	-	-	-	-	-	-	-
	那覇市	3	-	1	-	-	-	-	-
	中核市計	225	49	51	-	11	4	5	9
	総 計	1,335	487	288	1	34	14	5	33

注： 1）立入検査事業所数と監査結果の状況（件数）の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

2）監査の結果、行政処分を行うために聴聞通知等を発出しようとしていたが、発出前に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

3）聴聞通知等を発出した日から実際に処分をする間に事業所から廃止届が提出されて廃止となったもの。

4）東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

第5表 令和4年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		総数		営利法人		特定非営利活動法人		医療法人		社会福祉法人		地方公共団体		その他	
		一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	1	4	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	3	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	7	-	2	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設サービス保険	指定介護老人福祉施設	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	6	-	2	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	6	1	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
介護予防地域密着型サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号通所事業所	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		34	14	22	9	-	-	-	3	12	-	-	-	-	2
		48		31		-		3		12		-		2	

第6表 令和4年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	8	7	1	-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	3	3	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	5	5	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	4	4	-	-	-	-	-
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	6	6	-	-	-	-	-
	第1号通所事業所	8	4	-	-	-	-	4
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合 計		38	33	1	-	-	-	4

注: 聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む。

第7表 令和4年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止（一部・全部）件数

介護サービスの種類		指定の効力の 停止件数			効力の停止事由（複数回答）																		
					人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等に 従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法その 他保健医療若しく は福祉に関する 法律に基づく 命令に違反した	その他										
					（根拠条用例） 第77条第1項																		
					第3号		第4号		第5号		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		左記以外		
					一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部
指定 居宅 サー ビス	指定訪問介護事業所	5	1	4	-	1	-	1	-	2	-	3	-	1	-	1	1	-	-	-	1	-	
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定訪問看護事業所	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定通所介護事業所	4	3	1	1	1	-	-	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定短期入所生活介護事業所	7	7	-	-	-	1	-	1	-	3	-	1	-	2	-	2	-	1	-	-		
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
施設 指定 介護 保険 施設	指定介護老人福祉施設	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-		
	介護老人保健施設	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	6	6	-	-	-	1	-	-	3	-	1	-	1	-	2	-	1	-	-	-		
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定居宅介護支援事業所	7	6	1	1	-	1	-	1	-	3	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-		
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
指定 地域 密着 型サ ービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定認知症対応型通所介護事業所	2	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2	2	-	-	-	1	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定地域密着型通所介護事業所	4	2	2	-	1	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-		
防着 指定 介護 地域 包括 支援 センター	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
生活 介護 支 援 防 犯 総 合 日 常	第1号訪問事業所	2	1	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-		
	第1号通所事業所	2	2	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計		48	34	14	3	4	5	2	7	4	17	7	4	1	5	2	8	2	2	2	4	-	

注：複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各事由ごとに計上されるため、効力の停止件数と各事由の合計は一致しない。

第8表 令和4年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

介護サービスの種類		指定取消 件数 ¹⁾	取消事由(複数回答)								
			人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等に 従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、又 は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法そ の他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に 基づく命令に違 反した	その他
			(根拠条文例) 第77条第1項								
			第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外
指定居宅サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	8	3	1	1	7	2	4	2	2	1
	指定訪問入浴介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定訪問看護事業所	2	1	—	—	1	1	2	1	—	1
	指定訪問リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定居宅療養管理指導事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定通所介護事業所	3	—	—	—	3	3	3	1	—	1
	指定通所リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定短期入所生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定短期入所療養介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定福祉用具貸与事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定特定福祉用具販売事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定 サ ー ビ ス 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	介護老人保健施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護療養型医療施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	介護医療院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防訪問看護事業所	1	—	—	—	—	1	1	1	—	—
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定居宅介護支援事業所	5	—	2	—	3	—	1	—	—	1
	指定介護予防支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定夜間対応型訪問介護事業所	1	1	—	—	1	—	—	1	—	—
	指定認知症対応型通所介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定地域密着型通所介護事業所	4	1	—	—	2	—	2	1	—	—
指定 サ ー ビ ス 予 防 型 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
活 支 援 総 合 サ ー ビ ス	第1号訪問事業所	6	—	—	—	2	—	—	—	5	1
	第1号通所事業所	8	3	—	—	3	2	3	2	1	2
	第1号生活支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第1号介護予防支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		38	9	3	1	22	9	16	9	8	7

注：1) 指定取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む。
2) 複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない。

第9表 令和4年度介護サービスの種類別にみた指定の効力の停止(一部・全部)期間別件数

介護サービスの種類		総数	一部停止				全部停止			
			1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	5	－	1	－	－	4	－	－	－
	指定訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定訪問看護事業所	1	－	－	－	－	1	－	－	－
	指定訪問リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定通所介護事業所	4	－	3	－	－	1	－	－	－
	指定通所リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定短期入所生活介護事業所	7	2	5	－	－	－	－	－	－
	指定短期入所療養介護事業所	1	－	－	－	－	－	1	－	－
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	－	1	－	－	－	－	－	－
	指定福祉用具貸与事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定特定福祉用具販売事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
指 定 サ ー ビ ス 保 険 施	指定介護老人福祉施設	1	－	1	－	－	－	－	－	－
	介護老人保健施設	1	－	－	－	－	－	1	－	－
	指定介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防訪問看護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	6	2	4	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	－	－	－	－	－	1	－	－
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定居宅介護支援事業所	7	5	1	－	－	－	1	－	－
	指定介護予防支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定夜間対応型訪問介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定認知症対応型通所介護事業所	2	1	－	－	－	1	－	－	－
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	1	－	1	－	－	－	－	－	－
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2	1	1	－	－	－	－	－	－
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定地域密着型通所介護事業所	4	1	1	－	－	2	－	－	－
指 定 サ ー ビ ス 防 着	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 所	第1号訪問事業所	2	－	1	－	－	1	－	－	－
	第1号通所事業所	2	－	2	－	－	－	－	－	－
	第1号生活支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	第1号介護予防支援事業所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		48	12	22	－	－	10	4	－	－

(2) 年度別の指定取消等の状況

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成24年度～令和4年度)

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成24年度～令和4年度)

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成24年度～令和4年度)

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成24年度～令和4年度)

都道府県名	平成 24年度		平成 25年度		平成 26年度		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
北海道	3	-	3	1	13	2	5	12	10	-	2	1	5	-	5	2	3	-	5	1	3	2
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	1	-	-	-	4	4	6	-	1	-	-	-	4	-	-	-	3	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-
山形県	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
福島県	2	4	-	-	9	-	-	-	4	-	2	-	-	-	5	-	-	-	2	1	-	-
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	1	-	4	-	3	-	-	-	-	-	5	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	2	-	2	4	2	-	-	6	2	-	4	4	2	4	-	6	-	1	-	-	1	-
埼玉県	-	-	2	-	-	-	1	1	2	-	-	3	3	-	-	1	7	-	2	-	-	-
千葉県	-	1	4	2	7	7	1	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
東京都	2	-	1	1	8	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	1
神奈川県	-	-	3	-	4	-	3	2	2	10	3	6	-	3	6	-	-	1	2	1	-	-
新潟県	-	-	3	-	2	-	3	-	2	-	-	-	-	-	5	-	3	-	-	-	5	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
長野県	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	-	-	2	-	-	-
静岡県	-	2	10	-	3	2	2	-	1	4	-	3	1	1	1	1	-	-	2	-	-	-
愛知県	-	-	10	-	6	-	9	1	3	-	3	1	3	-	2	1	3	1	2	-	1	-
三重県	1	1	7	2	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	1	5	16	6	2	4	12	7	12	7	2	5	2	7	5	1	4	7	2	2	-	4
兵庫県	4	-	-	6	3	-	2	4	3	2	3	3	7	-	5	2	1	-	1	3	3	-
奈良県	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	4	-	-	-	-	-	1	-	7	-	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
島根県	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
岡山県	-	1	-	2	-	6	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	2	2	1	1
広島県	2	-	-	-	2	-	2	-	1	-	4	-	4	-	7	-	-	-	-	-	2	-
山口県	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	1	3	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	1	-	4	-	-	2	4	8	6	3	1	1	-	-	-	3	4	-	-
愛媛県	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	1	-	-	4	-	1	1	1	-
福岡県	-	1	2	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	3	-
佐賀県	-	-	6	-	7	-	1	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	1	-
長崎県	3	5	-	-	-	2	-	4	7	-	2	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-
熊本県	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	-	-	-	-
大分県	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	4	-	-	-	5	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	1
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	1
沖縄県	-	1	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	28	29	83	26	83	35	66	42	68	35	50	38	47	27	59	16	38	11	32	17	34	14
	57		109		118		108		103		88		74		75		49		49		48	

注:各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成24年度～令和4年度)

都道府県名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
北海道	2	2	-	-	5	-	1	4	-	10	1
青森県	-	-	4	11	4	-	-	3	-	-	-
岩手県	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	2	1	-	1	3	-	-	1	-	-
秋田県	2	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-
山形県	2	-	-	1	-	3	-	-	-	2	-
福島県	-	4	-	2	-	2	-	4	3	2	-
茨城県	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	3	6	5	3	11	1	2	4	2	1
埼玉県	-	2	-	1	4	13	4	2	-	2	-
千葉県	2	3	13	2	-	-	1	-	2	-	4
東京都	-	-	-	-	5	-	5	8	-	-	-
神奈川県	-	12	4	10	10	14	1	-	-	-	-
新潟県	-	2	-	-	1	-	2	2	4	1	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
福井県	-	-	-	3	-	-	-	2	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	-
長野県	1	-	2	1	-	-	-	-	-	4	-
岐阜県	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	4	4	1	-	4	7	-	-	-	-	-
愛知県	-	-	5	5	14	8	2	2	3	2	10
三重県	1	3	-	-	-	-	-	-	-	1	2
滋賀県	-	-	10	-	-	-	-	4	-	3	1
京都府	-	-	8	6	2	-	-	-	-	-	-
大阪府	5	12	7	25	34	48	16	11	14	2	8
兵庫県	-	4	10	9	1	5	13	3	6	1	7
奈良県	-	-	-	2	4	3	-	4	-	6	-
和歌山県	9	-	-	-	3	4	3	3	3	2	-
鳥取県	-	-	-	6	5	3	-	-	-	-	-
島根県	-	-	2	-	2	2	1	-	-	-	-
岡山県	2	2	-	-	-	3	-	-	-	14	-
広島県	8	12	2	5	9	10	-	5	4	-	-
山口県	-	3	2	3	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	9	9	2	2	3	-	5	8	3	-	2
香川県	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	2	3	-	2	-	-	-	-	-	1	-
高知県	2	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-
福岡県	-	2	-	4	7	13	14	2	5	-	-
佐賀県	-	5	2	-	2	-	-	-	-	-	-
長崎県	3	9	-	6	7	-	-	-	-	-	-
熊本県	5	-	-	-	4	-	7	2	-	-	-
大分県	-	1	6	2	-	-	1	-	5	-	-
宮崎県	-	2	-	2	5	-	-	1	-	-	1
鹿児島県	-	-	-	-	-	3	2	4	-	-	-
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	63	109	94	119	141	169	79	78	60	56	38

注:1)聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

2)各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

3)平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成25年度～令和4年度)
(令和4年度末時点)

指定取消等年次	1) 指定取消等 事業所数	2) 返還対象 延事業所数	返還額の状況(単位:百万円)			
			3) 返還請求額	返還済額	不納欠損額	4) 未済額
平成25年度	218	226	965	466	361	152
平成26年度	212	161	688	556	92	40
平成27年度	227	195	429	283	112	35
平成28年度	244	216	875	495	256	125
平成29年度	257	254	1,068	780	255	28
平成30年度	153	216	986	682	38	268
令和元年度	153	209	865	241	433	190
令和2年度	109	116	478	284	28	167
令和3年度	105	101	461	188	22	251
令和4年度	86	92	380	215	0	166

- 注: 1) 指定取消等事業所数は、指定取消(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。
2) 1つの介護サービス事業所に対する処分に伴い、複数の市区町村で返還金が生じる場合があるため、指定取消等事業所数より返還対象延事業所数が多いことがある。
3) 返還請求額には、加算金の額を含む。
4) 未済額には、分割納付等による返還予定の額を含む。

(3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する 届出・確認検査の状況

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

第4表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)

第5表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

1.業務管理体制の整備に関する所管事業者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	1,081	1,188	1,263	133	150	151	156	159	165	166	175
都道府県所管	49,714	51,096	50,846	45,869	49,310	50,641	50,886	50,955	48,549	43,427	43,892
指定都市所管	684	1,503	1,737	11,041	9,417	12,324	14,814	14,109	13,923	14,536	15,231
中核市所管	441	1,160	1,245	1,309	1,477	1,589	2,109	2,470	3,005	11,727	12,727
指定都市・中核市 以外の市町村所管	1,879	1,941	2,022	1,854	4,345	2,504	3,132	3,217	3,555	3,265	3,401
合計	53,799	56,888	57,113	60,206	64,699	67,209	71,097	70,910	69,197	73,121	75,426

2.業務管理体制の整備に関する「一般検査」の実施状況について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	198 (1)	215 (2)	326 (10)	10 (-)	33 (4)	33 (2)	32 (-)	28 (-)	1 (1)	3 (-)	22 (1)	901 (21)
都道府県所管	4,188 (169)	5,257 (42)	5,558 (154)	5,103 (174)	5,312 (195)	5,989 (345)	6,398 (233)	5,840 (332)	4,634 (147)	3,685 (366)	3,723 (236)	55,687 (2,393)
指定都市・中核市所管	160 (47)	525 (55)	385 (30)	1,880 (114)	1,505 (91)	1,889 (124)	2,275 (146)	1,725 (22)	2,597 (158)	2,938 (63)	3,534 (78)	19,413 (928)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	273 (73)	212 (37)	275 (27)	236 (38)	310 (97)	208 (51)	246 (32)	241 (75)	178 (16)	129 (10)	190 (12)	2,498 (468)
合計	4,819 (290)	6,209 (136)	6,544 (221)	7,229 (326)	7,160 (387)	8,119 (522)	8,951 (411)	7,834 (429)	7,410 (322)	6,755 (439)	7,469 (327)	78,499 (3,810)

※ 下段の()はうち改善報告を求めた件数

3.業務管理体制の整備に関する「特別検査」の実施状況について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	3 (3)	6 (4)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	23 (21)
都道府県所管	24 (18)	37 (26)	40 (37)	38 (35)	48 (34)	31 (24)	30 (13)	29 (16)	11 (3)	16 (12)	19 (15)	323 (233)
指定都市・中核市所管	- (-)	3 (3)	1 (1)	15 (10)	10 (6)	25 (12)	7 (3)	15 (6)	3 (3)	21 (10)	4 (2)	104 (56)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	- (-)	3 (3)	2 (-)	4 (-)	8 (-)	- (-)	4 (-)	16 (1)	- (-)	2 (2)	9 (3)	48 (9)
合計	27 (21)	49 (36)	46 (41)	61 (49)	68 (42)	58 (38)	42 (17)	60 (23)	14 (6)	41 (26)	32 (20)	498 (319)

※ 下段の()はうち勧告等を行った件数

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

(令和4年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数(R4.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
(1)厚生労働省所管	大	47	38	－	2	4	－	3
	中	87	69	－	7	8	－	3
	小	41	35	2	1	－	－	3
	合計	175	142	2	10	12	－	9
(2)都道府県所管	大	35	15	－	1	16	－	3
	中	1,207	353	7	231	546	3	67
	小	42,650	28,464	1,988	4,114	5,636	1,122	1,326
	合計	43,892	28,832	1,995	4,346	6,198	1,125	1,396
(3)指定都市所管	大	2	－	1	－	1	－	－
	中	161	18	30	25	78	1	9
	小	15,068	11,900	684	1,203	927	20	334
	合計	15,231	11,918	715	1,228	1,006	21	343
(4)中核市所管	大	－	－	－	－	－	－	－
	中	170	7	－	43	113	－	7
	小	12,557	9,139	562	1,239	1,267	31	319
	合計	12,727	9,146	562	1,282	1,380	31	326
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	4	4	－	－	－	－	－
	中	10	2	－	1	7	－	－
	小	3,387	2,416	320	147	330	47	127
	合計	3,401	2,422	320	148	337	47	127
総 合 計 (1)～(5)	大	88	57	1	3	21	－	6
	中	1,635	449	37	307	752	4	86
	小	73,703	51,954	3,556	6,704	8,160	1,220	2,109
	総計	75,426	52,460	3,594	7,014	8,933	1,224	2,201

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)

(令和4年度)

	法人種別	業務管理体制の整備に関する届出事業者数 (R4.4.1現在)	計画上の事業者数 (令和4年度)	令和4年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
(1)厚生労働省所管	営利法人	142	22	－	－	22	1	22	1
	特定非営利活動法人	2	－	－	－	－	－	－	－
	医療法人	10	－	－	－	－	－	－	－
	社会福祉法人	12	－	－	－	－	－	－	－
	地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	9	－	－	－	－	－	－	－
	(小計)	175	22	－	－	22	1	22	1
(2)都道府県所管	営利法人	28,832	2,493	1,826	147	386	11	2,212	158
	特定非営利活動法人	1,995	150	115	9	15	1	130	10
	医療法人	4,346	547	326	28	142	－	468	28
	社会福祉法人	6,198	833	479	21	236	5	715	26
	地方公共団体	1,125	126	92	9	5	－	97	9
	その他	1,396	108	80	5	21	－	101	5
	(小計)	43,892	4,257	2,918	219	805	17	3,723	236
(3)指定都市所管	営利法人	11,918	1,788	1,365	23	86	1	1,451	24
	特定非営利活動法人	715	118	88	－	3	－	91	－
	医療法人	1,228	162	105	1	9	－	114	1
	社会福祉法人	1,006	159	104	1	6	－	110	1
	地方公共団体	21	3	－	－	1	－	1	－
	その他	343	33	20	1	2	－	22	1
	(小計)	15,231	2,263	1,682	26	107	1	1,789	27
(4)中核市所管	営利法人	9,146	1,415	885	16	406	23	1,291	39
	特定非営利活動法人	562	58	38	1	13	1	51	2
	医療法人	1,282	174	115	1	38	5	153	6
	社会福祉法人	1,380	253	131	1	81	2	212	3
	地方公共団体	31	3	1	－	2	－	3	－
	その他	326	43	31	1	4	－	35	1
	(小計)	12,727	1,946	1,201	20	544	31	1,745	51
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	営利法人	2,422	156	100	2	51	3	151	5
	特定非営利活動法人	320	20	10	－	5	1	15	1
	医療法人	148	6	3	－	2	－	5	－
	社会福祉法人	337	17	4	－	8	5	12	5
	地方公共団体	47	2	1	－	1	－	2	－
	その他	127	5	－	－	5	1	5	1
	(小計)	3,401	206	118	2	72	10	190	12
総計 (1)～(5)	営利法人	52,460	5,874	4,176	188	951	39	5,127	227
	特定非営利活動法人	3,594	346	251	10	36	3	287	13
	医療法人	7,014	889	549	30	191	5	740	35
	社会福祉法人	8,933	1,262	718	23	331	12	1,049	35
	地方公共団体	1,224	134	94	9	9	－	103	9
	その他	2,201	189	131	7	32	1	163	8
	(合計)	75,426	8,694	5,919	267	1,550	60	7,469	327

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和4年度)

	指定等を受けている 事業所数 による区分	業務管理体制の 整備に関する 届出事業者数 (R4.4.1現在)	計画上の 事業者数 (令和4年度)	令和4年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を 求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を 求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
(1)厚生労働省所管	大	47	11	－	－	11	1	11	1
	中	87	9	－	－	9	－	9	－
	小	41	2	－	－	2	－	2	－
	(合計)	175	22	－	－	22	1	22	1
(2)都道府県所管	大	35	8	6	－	5	1	11	1
	中	1,207	163	119	2	60	1	179	3
	小	42,650	4,086	2,793	217	740	15	3,533	232
	(合計)	43,892	4,257	2,918	219	805	17	3,723	236
(3)指定都市所管	大	2	－	－	－	－	－	－	－
	中	161	19	7	－	2	－	9	－
	小	15,068	2,244	1,675	26	105	1	1,780	27
	(合計)	15,231	2,263	1,682	26	107	1	1,789	27
(4)中核市所管	大	－	－	－	－	－	－	－	－
	中	170	13	8	1	3	－	11	1
	小	12,557	1,933	1,193	19	541	31	1,734	50
	(合計)	12,727	1,946	1,201	20	544	31	1,745	51
(5)「(3)・(4)」以外の 市町村所管	大	4	－	－	－	－	－	－	－
	中	10	2	－	－	2	2	2	2
	小	3,387	204	118	2	70	8	188	10
	(合計)	3,401	206	118	2	72	10	190	12
総 合 計 (1)～(5)	大	88	19	6	－	16	2	22	2
	中	1,635	206	134	3	76	3	210	6
	小	73,703	8,469	5,779	264	1,458	55	7,237	319
	(総計)	75,426	8,694	5,919	267	1,550	60	7,469	327

第4表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)

(令和4年度)

	法人の種類	令和4年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	営利法人	-	-	-	-	-
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
(2)都道府県所管	営利法人	17	2	7	-	9
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	2	2	4	-	6
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	19	4	11	-	15
(3)指定都市所管	営利法人	1	-	1	-	1
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	1	-	1	-	1
(4)中核市所管	営利法人	3	1	-	-	1
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	3	1	-	-	1
(5)「(3)・(4)」以外の 市町村所管	営利法人	7	2	-	-	2
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	2	1	-	-	1
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	9	3	-	-	3
総 計 (1)～(5)	営利法人	28	5	8	-	13
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	4	3	4	-	7
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(合計)	32	8	12	-	20

第5表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和4年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	令和4年度における特別検査の実施状況(事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく改善報告(A)	改善勧告(B)	改善命令(公示)(C)	(合計)(A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(合計)	-	-	-	-	-
(2)都道府県所管	大	-	1	1	-	2
	中	2	-	2	-	2
	小	17	3	8	-	11
	(合計)	19	4	11	-	15
(3)指定都市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	1	-	1
	(合計)	1	-	1	-	1
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	3	1	-	-	1
	(合計)	3	1	-	-	1
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	9	3	-	-	3
	(合計)	9	3	-	-	3
総 合 計 (1)～(5)	大	-	1	1	-	2
	中	2	-	2	-	2
	小	30	7	9	-	16
	(総計)	32	8	12	-	20

(4) 老人福祉法に係る指導監査の状況

第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

第1表 老人福祉施設に対する一般監査及び特別監査の状況

(令和4年度)

区分	設置主体	施設数	指導監査 の対象となる 施設数 (休止中を 除く)	一般監査の状況			特別監査の状況					
				計画数	実施数	監査結果	実施数	監査結果				
						改善報告 を求めたもの		改善報告 を求めたもの	改善命令	事業停止 命令	事業廃止 命令	認可取消
養護老人 ホーム	地方公共団体	204	190	80	66	28	0	1	0	0	0	0
	社会福祉法人	750	719	275	214	62	4	4	0	0	0	0
	小計	954	909	355	280	90	4	5	0	0	0	0
特別養護老人ホーム	地方公共団体	327	295	92	64	17	0	0	0	0	0	0
	社会福祉法人	10,044	9,663	3,492	2,588	898	18	7	2	0	0	0
	小計	10,371	9,958	3,584	2,652	915	18	7	2	0	0	0
合 計	地方公共団体	531	485	172	130	45	0	1	0	0	0	0
	社会福祉法人	10,794	10,382	3,767	2,802	960	22	11	2	0	0	0
	計	11,325	10,867	3,939	2,932	1,005	22	12	2	0	0	0

(5) 市町村に対する指導の状況

第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

第1表 都道府県別にみた市町村に対する指導の状況

(令和4年度)

都道府県名	所管市町村数	指導の状況								
		集団指導			事務指導			合同指導		
		回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由	回数	市町村数	実施していない理由
北海道	153	1	151	—	13	13	—	13	13	—
青森県	38	0	0	①	0	0	①	0	0	①
岩手県	23	1	32	—	0	0	①	0	0	①
宮城県	34	1	25	—	0	0	—	0	0	①
秋田県	21	0	0	③	0	0	③	9	2	—
山形県	34	1	34	—	13	13	—	0	0	⑤
福島県	56	1	25	—	0	0	③	0	0	①
茨城県	43	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
栃木県	24	0	0	③	0	0	③	0	0	③
群馬県	33	1	27	—	0	0	①	8	6	—
埼玉県	57	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
千葉県	51	1	47	—	7	7	—	2	2	—
東京都	61	0	0	⑦	5	5	—	0	0	①
神奈川県	29	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
新潟県	29	1	29	—	0	0	⑤	0	0	⑤
富山県	8	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
石川県	18	0	0	⑤	10	10	—	0	0	⑤
福井県	15	1	16	—	0	0	⑤	0	0	⑤
山梨県	26	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
長野県	61	1	52	—	0	0	①	0	0	①
岐阜県	35	0	0	①	0	0	①	0	0	①
静岡県	33	2	35	—	11	11	—	0	0	⑤
愛知県 ²⁾	39	0	0	⑤	12	12	—	59	59	—
三重県	25	2	29	—	3	3	—	0	0	⑤
滋賀県	18	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
京都府	25	1	25	—	0	0	⑤	10	5	—
大阪府	32	0	0	⑤	0	0	⑤	2	2	—
兵庫県	36	1	1	—	10	10	—	0	0	⑤
奈良県	38	1	23	—	0	0	①	0	0	①
和歌山県	29	0	0	①	0	0	①	3	3	—
鳥取県	16	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
島根県	10	0	0	①	0	0	①	0	0	①
岡山県	25	1	25	—	2	2	—	2	2	—
広島県	20	0	0	①	0	0	①	0	0	①
山口県	18	0	0	①	0	0	①	0	0	①
徳島県	23	1	23	—	1	3	—	0	0	①
香川県	16	0	0	①	0	0	⑥	0	0	⑤
愛媛県	19	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
高知県	29	0	0	③	5	5	—	0	0	③
福岡県	25	1	22	—	5	5	—	5	5	—
佐賀県	7	0	0	⑥	0	0	⑥	0	0	⑥
長崎県	17	0	0	①	0	0	①	0	0	①
熊本県	44	0	0	⑦	0	0	⑦	0	0	⑦
大分県	17	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
宮崎県	25	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
鹿児島県	42	1	42	—	10	10	—	18	11	—
沖縄県	12	0	0	⑤	0	0	⑤	0	0	⑤
都道府県計	1,489	21	663	—	107	109	—	131	110	—

注:1)自治体数は一般市町村及び広域連合を含めた数である。

2)東三河広域連合の豊橋市以外の構成市町村分を除く。

指導を実施していない理由の項目

① 新型コロナウイルス感染症の影響によるもの
② 担当職員が業務多忙のため
③ 職員の人員不足のため
④ 職員の知識・ノウハウ不足のため
⑤ 当該年度は計画が無かったため
⑥ 資料の確認または電話のみによる指導を行ったため
⑦ その他

項目別集計	集団指導	事務指導	合同指導
①	8	11	13
②	—	—	—
③	3	3	2
④	—	—	—
⑤	11	12	16
⑥	1	2	1
⑦	5	4	4
合計	28	32	36